

# 第 1 章 序 論 (計画策定にあたって)



## 1 計画策定の背景・目的

---

### 『白井市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画』の策定

「白井市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の計画期間が令和5（2023）年度に終了したことから、法に基づく3年ごとの計画の見直しとして、新たに策定する計画になります。

本計画は、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8（2026）年度末までの数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援並びに白井市の地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児相談支援）、その他の障害福祉施策を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的としております。

今後はこの計画に沿った施策を展開し、障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、ともに生き、ともに参加する地域づくりを目指します。

## 近年の国における障害福祉施策等の動向（『白井市第6期障害福祉計画』策定以降）

### 令和2（2020）年度

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」に基づく取組を推進
- 読書バリアフリー基本計画の策定  
アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上等について取り組む「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を策定

### 令和3（2021）年度

- 改正バリアフリー法（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）の全面施行
  - ・公共交通事業者等に対するソフト基準適合義務の創設
  - ・優先席や車椅子利用者用駐車施設等の適正な利用
  - ・市町村等による「心のバリアフリー」を推進
- 権利擁護の推進として、日常生活自立支援事業を実施するとともに成年後見制度の利用促進に関する「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定

### 令和4（2022）年度

- 「障害者差別解消法」改正法の施行に向けた「基本方針」の改定  
改正法については、令和6（2024）年4月施行。これに向けた「基本方針」が改定。  
【改正法の概要】
  - ・事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、努力義務から義務に改める。
  - ・国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加・差別解消のための支援措置の強化
- 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行  
「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（通称「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」）が5月に施行。
  - ・障がいのある人による情報取得等に資する機器等の開発及び普及の促進
  - ・質の向上に関する協議の場の開催 等
- 障がい者のための施策の基本となる「第5次基本計画」策定  
対象期間：令和5（2023）年度～令和9（2027）年度
- 「障害者総合支援法等一部改正法」の成立  
障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、希望する生活を実現するため、障がい者等の地域生活の支援体制の充実等を図る。

## 2 計画の性格と位置づけ

### (1) 法令上の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条に規定する「市町村障害児福祉計画」であって、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「国の基本指針」と言います。）に即して、「障害福祉サービス」及び「障害児通所支援」などの提供体制の確保に係る目標や、サービスの必要量の見込み等を策定するものです。

※**障害者総合支援法 第 88 条** 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

※**児童福祉法 第 33 条** 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

### ◇国の基本指針

国の基本指針は、市町村や都道府県が障害福祉計画・障害児福祉計画を策定するに当たって即すべき事項を定め、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするもので、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定に向けて次のようなポイントでの見直しが行われました。

#### 【国の基本指針における主な見直しのポイント】

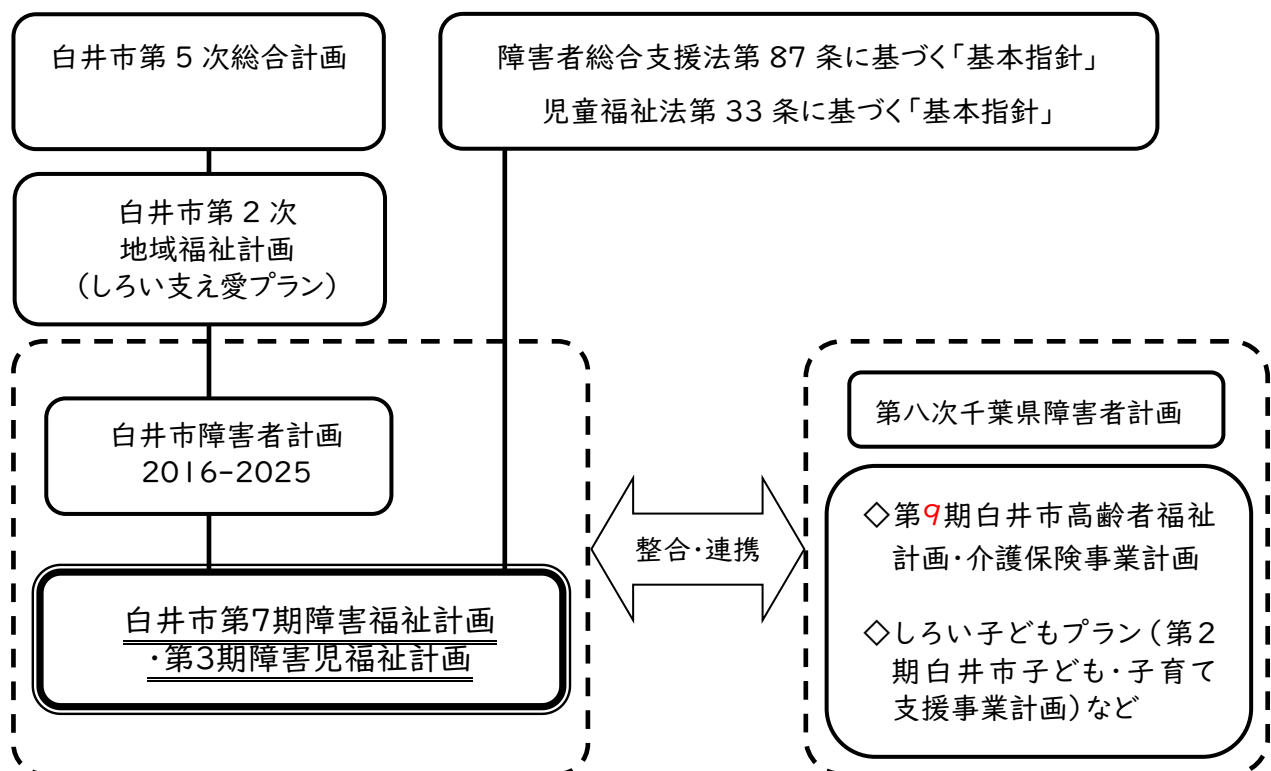
- 難病患者等への支援を明確にすること
- 入所等から地域生活に移行する際に、適切に意思決定支援を行うこと
- 地域生活支援拠点等の運営にあたり、地域生活支援拠点と基幹相談支援センターの、それぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保すること
- 地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図ること
- 障がい福祉人材の確保・定着を図り、職場環境の整備、事務負担の軽減等を進めていくこと
- 障がい者の社会参加を支える取組の定着を目指すこと
- 障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者養成、当事者による ICT 活用等を促進すること
- 自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援・自立訓練等のサービスと居住支援法人との連携を推進し、グループホームにおいては、希望者に対する一人暮らし支援等の充実を図ること
- 重度障がい者や精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた精神保健医療福祉体制の基盤整備を推進すること

## (2) 市の計画体系における位置づけ

本計画は『白井市第5次総合計画』及び健康・福祉分野の基幹計画である『白井市第2次地域福祉計画(しろい支え愛プラン)』を上位計画とする、事業レベルの個別計画であって、障害福祉施策に関する基本的な計画である『白井市障害者計画』との緊密な連携のもとに推進していきます。

また、その他の個別計画や、国・県の関連計画等と整合・連携を確保します。

### ◇計画の体系図



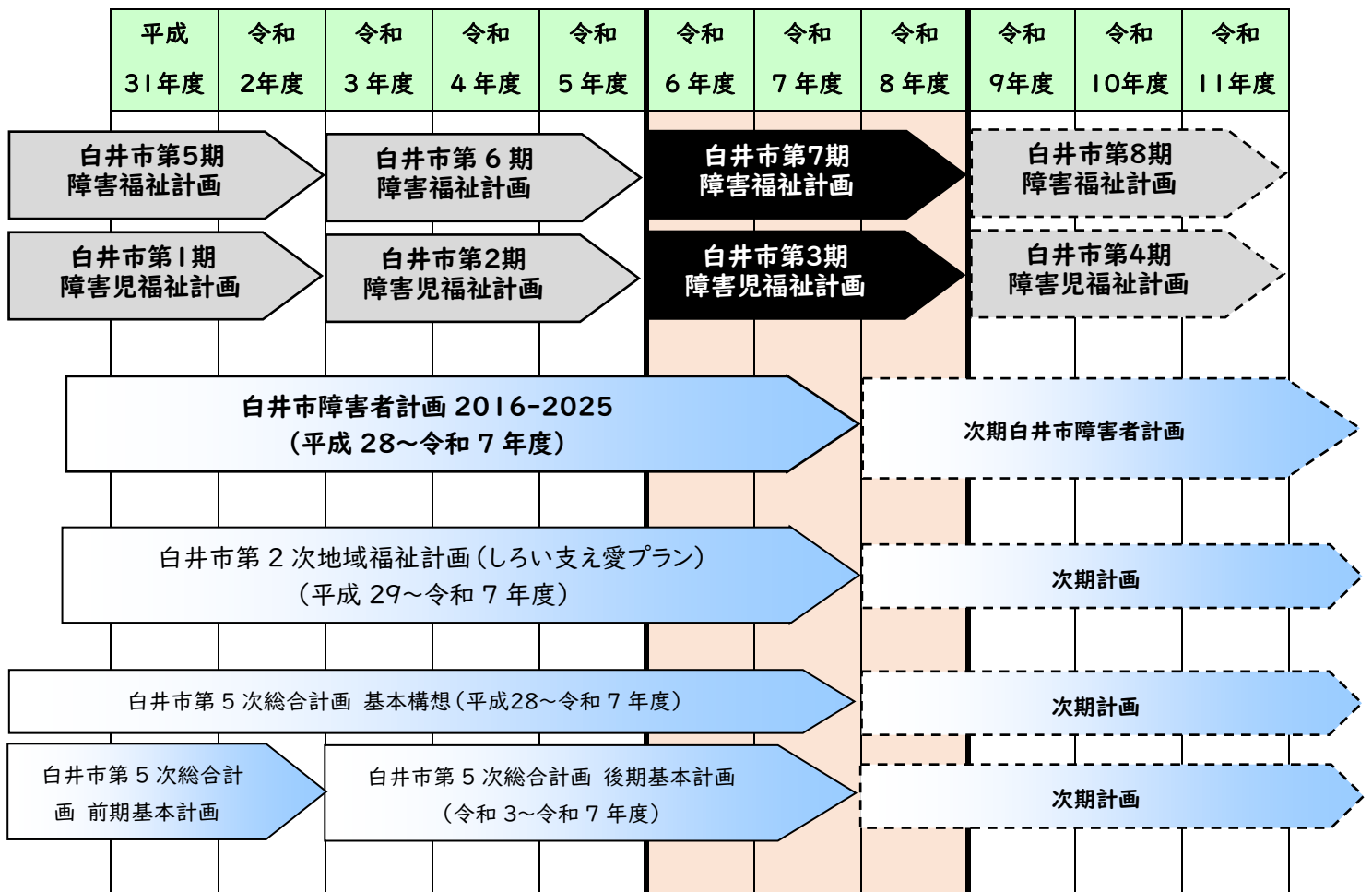
### 3 計画の期間

国の基本指針において、計画の期間は、3年を1期として作成することを基本としつつ、地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟に期間を設定することが可能になりました。

ただし、報酬改定や制度改正の動向、地域の状況の変化、支給実績、障害福祉のニーズ、事業者の状況等について調査、分析、評価を行い、その結果として算出されたニーズ見込量と既存のサービスの見込量について乖離が生じた場合は、見込量の変更について3年を1期として必ず計画に反映させるとともに、新しい指針を踏まえた成果目標・活動指標との乖離が生じた時に必要がある場合には計画期間の途中であっても見直しを行うこととされています。

以上のとおり、3年毎に調査、分析、評価を実施するべきであること、白井市では、支給実績の年度ごとの変化が大きく、障害福祉のニーズも変化が見込まれることから、本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、第5章「計画の推進と進行管理」に基づいて評価を実施し、その結果を次期計画に反映させます。



## 4 SDGs (持続可能な開発目標) の視点を踏まえた計画の推進

SDGs (エスディーゼズ Sustainable Development Goals)とは、平成 27 年9月の国連サミットにおいて、日本を含む全 193 カ国の合意により採択された際社会全体の共通目標です。

「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し持続可能な世界を実現するため、平成 28 年から令和12 年までの間に達成すべき 17 のゴール(目標)と、それに連なり具体的に示された 169 のターゲットから構成されています。

障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、ともに生き、ともに参加する地域づくりを実現するための障害福祉計画・障害児福祉計画の取り組みは、SDGsの17の目標(ゴール)のうち、「3 すべての人に健康と福祉を」を中心として、●つのゴールに関連します。

本計画の推進は、これらの課題解決につながっていくため、SDGs の目標達成を意識しながら、障がいに関する福祉施策に取り組んでいきます。

注：最後に該当する項目を選択

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



#### 17 のゴール(目標)

1 貧困をなくそう／2 飢餓をゼロに／3 すべての人に健康と福祉を／4 質の高い教育をみんなに／5 ジェンダー平等を実現しよう／6 安全な水とトイレを世界中に／7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに／8 働きがいも経済成長も／9 産業と技術革新の基盤をつくろう／10 人や国の不平等をなくそう／11 住み続けられるまちづくりを／12 つくる責任つかう責任／13 気候変動に具体的な対策を／14 海の豊かさを守ろう／15 陸の豊かさも守ろう／16 平和と公正をすべての人に／17 パートナーシップで目標を達成しよう